

事業名 〔説明〕	補助対象事業	補助対象 経費	補助額	交付申請時提出書類	補助対象者 (3事業共通)
1. 自家消費型 (F I T 売電可) 住宅用太陽光・蓄電設備設置事業 〔国実施要領に係る書面を添付しない場合〕	太陽光・蓄電設備を設置する事業で、次の要件に該当するもの (1) 補助対象経費が住宅用の太陽光発電設備(発電出力2k w以上)及び住宅用の蓄電設備(蓄電池の蓄電容量の合計1k W h以上)を同時に設置する経費であること。)を同時に設置する経費であること。 (2) 設置される設備が、各種法令等に準拠した設備であること(ただし、蓄電池については、日本産業規格又は一般社団法人電池工業会規格及び各種法令等に準拠していること。以下同じ。)。 (3) 蓄電設備については、常時、住宅用太陽光発電設備と接続し、発電された電力を充放電できること。 (4) 設置される設備が、商用化され、導入実績があるものであること。 (5) 設置される設備が、中古設備でないこと。 (6) 設置される設備が、P P A又はリースにより導入される設備でないこと。	補助対象事業に要する経費	以下の(1)と(2)を合計した額(補助対象経費の2分の1を超えるときは2分の1以内の額) (1) 住宅用の太陽光発電設備について、発電出力に1k W当たり1万円を乗じて得た額(4万円を超えるときは、4万円) (2) 住宅用の蓄電設備について、蓄電容量に1k W h当たり1万6千円を乗じて得た額(8万円を超えるときは、8万円)	・補助金交付申請書(第7号様式) (1) 設置場所を示す地図 (2) 完納確認書(町税等の滞納が無いことが分かる書類) (3) 機器購入等を証する書類の写し(売買契約書又は工事請負契約書。注文書及び注文請書を含む。ただし、補助対象設備を設置する建物が新築又は建売の場合は、それを証する書類の写し) (4) 住宅用太陽光・蓄電設備の設置費に係る領収書の写し(他の工事等と費用が一体になっている場合は、設備設置費部分がわかる書類(内訳書等)を添えること) (5) 住宅用太陽光・蓄電設備の設置状態が確認できる写真 (6) 太陽電池モジュールの配置枚数及び蓄電設備及び建築物との位置関係を図示するもの (7) 出力対比表(太陽電池モジュール1枚ごとの製品番号及び実測出力が分かるもの) (8) 型式、規格、蓄電容量など蓄電設備の仕様が分かる書類 (9) 電気事業者との電力需給契約が成立したことを証する書類 (10) 回路図等(常時、蓄電設備が住宅用太陽光発電設備と接続し、電力を充放電できることが分かる書類) (11) 設置する建物等が木造住宅である場合は、第4条第7号の要件を満たすことを示す書類 (12) その他町長が必要と認める書類	次に掲げる要件のすべてを満たす者 (1) 井手町内において、自らが居住する住宅又は住居として居住する予定の建物に住宅用太陽光・蓄電設備を設置した個人又は住宅用太陽光・蓄電設備を設置した住宅を購入した個人で、電灯契約を結んでいる者(住宅は、店舗、事務所等と兼用するものを含み、2戸以上の住戸を有するものを除く。ただし、親族の関係にある二又は三の世帯が居住することを想定している建築物を含む。) (2) 設置する建物等が補助事業者の所有物でない場合は、所有者の設置承諾を受けている者 (3) 住宅用太陽光・蓄電設備の管理及び活用を自らの責任下で実施する者 (4) 住宅用太陽光・蓄電設備を対象とする電力需給契約を電力会社と締結した個人で、需給開始日から12月以内の者 (5) 町税等を滞納していない者 (6) 同一の住宅において、この要綱に基づく補助金の交付を受けていない者 (7) 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の場合は、設備設置後の条件で、耐震診断の評点が1.0以上の住宅に設置した者または、耐震シュルターを設置して井手町木造住宅耐震改修事業費補助金の交付を受けた者

※1 この国実施要領は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(令和4年3月30日環政計発第2203303号制定。)を指す。

事業名 〔説明〕	補助対象事業	補助対象 経費	補助額	交付申請時提出書類	補助対象者 (3事業共通)
2. 自家消費型 (F I T 売電不可) 住宅用太陽光・蓄電設備設置事業 〔国実施要領に係る書面を添付する場合〕	太陽光・蓄電設備を設置する事業で、次の要件に該当するもの (1) 補助対象経費が住宅用の太陽光発電設備(発電出力2k w以上)及び住宅用の蓄電設備(蓄電池の蓄電容量の合計1k W h以上)を同時に設置する経費であること。 (2) 設置される設備が、各種法令等に準拠した設備であること。 (3) 蓄電設備については、常時、住宅用太陽光発電設備と接続し、発電された電力を充放電できること。 (4) 設置される設備が、商用化され、導入実績があるものであること。 (5) 設置される設備が、中古設備でないこと。 (6) 設置される設備が、P P A又はリースにより導入される設備でないこと。 (7) 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJークレジット制度への登録を行わないこと。 (8) 設置される住宅用の太陽光発電設備について、国実施要領別紙2の2. ア屋根置きなど自家消費型の太陽光発電(ア)太陽光発電設備(自家消費型)に定められている交付要件を満たすこと。 (9) 設置される住宅用の蓄電設備について、国実施要領別紙2の2. ア(イ)蓄電池に定められている交付要件を満たすこと。 (10) 設置される設備に関して、国が交付する他の補助金の交付を受けていないこと。	国実施要領別紙第1に定められた事業費	以下の(1)と(2)を加えた額(補助対象経費の2分の1を超えるときは2分の1以内の額) (1) 住宅用の太陽光発電設備について、発電出力に1k W当たり4万円を乗じて得た額(16万円を超えるときは、16万円) (2) 住宅用の蓄電設備について、蓄電容量に1k W h当たり4万5千円を乗じて得た額(27万円を超えるときは、27万円)	・補助金交付申請書(第7号様式) (1) ア 設置場所を示す地図 イ 完納確認書(町税等の滞納が無いことが分かる書類) ウ 住宅用太陽光・蓄電設備の設置費に係る領収書の写し エ 住宅用太陽光・蓄電設備の設置状態が確認できる写真 オ 太陽電池モジュールの配置枚数及び蓄電設備及び建築物との位置関係を図示するもの カ 出力対比表(太陽電池モジュール1枚ごとの製品番号及び実測出力が分かるもの) キ 回路図等(常時、蓄電設備が住宅用太陽光発電設備と接続し、電力を充放電できることが分かる書類) ク 要綱第4条第7項に規定する要件(耐震関係)を満たすことを示す書類 (2) 設備の性能及び関係制度に関する誓約書兼自己チェックリスト(規定を自ら確認したことを示す書類) (3) 電気事業者が発行する電力需給契約確認書又は系統連系承諾書(電気事業者との電力需給契約が成立したことを証すること、F I Tの認定又はF I P制度の認定を取得していないこと及び電気事業法第2条第1項第5号に定める接続供給(自己託送)を行わないものであることが分かる書類) (4) 電力消費計画書(住宅用太陽光・蓄電設備により発電する電力の年間自家消費率見込みが30パーセント以上であることを示す書類) (5) 工事請負(売買)契約書(内訳が分かるもの)又は他の確認できる書類(住宅用太陽光・蓄電設備を購入したこと、対象設備、購入金額、蓄電池の性能等(蓄電容量、初期実行容量及び蓄電システム全体を統合して管理するための番号)及び契約日が分かる書類) (6) 蓄電設備に初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、国実施要領別紙2の2. ア(イ)蓄電池の交付要件iの所定の表示がなされていることが分かる写真 (7) 蓄電設備のカタログ(蓄電設備の蓄電池部安全基準、蓄電システム部安全基準及び震災対策基準について、国実施要領別紙2の2. ア(イ)蓄電池の交付要件j、k(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ。1についても同じ)及び1の規定を満たすことが確認できる書類) (8) 蓄電設備の保証書(蓄電設備の保証期間について、国実施要領別紙2の2. ア(イ)蓄電池の交付要件mの規定を満たすことが確認できる書類) (9) その他町長が必要と認める書類	次に掲げる要件のすべてを満たす者 (1) 井手町内において、自らが居住する住宅又は住居として居住する予定の建物に住宅用太陽光・蓄電設備を設置した個人又は住宅用太陽光・蓄電設備を設置した住宅を購入した個人で、電灯契約を結んでいる者(住宅は、店舗、事務所等と兼用するものを含み、2戸以上の住戸を有するものを除く。ただし、親族の関係にある二又は三の世帯が居住することを想定している建築物を含む。) (2) 設置する建物等が補助事業者の所有物でない場合は、所有者の設置承諾を受けている者 (3) 住宅用太陽光・蓄電設備の管理及び活用を自らの責任下で実施する者 (4) 住宅用太陽光・蓄電設備を対象とする電力需給契約を電力会社と締結した個人で、需給開始日から12月以内の者 (5) 町税等を滞納していない者 (6) 同一の住宅において、この要綱に基づく補助金の交付を受けていない者 (7) 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の場合は、設備設置後の条件で、耐震診断の評点が1.0以上の住宅に設置した者または、耐震シェルターを設置して井手町木造住宅耐震改修事業費補助金の交付を受けた者

※1 ここで国実施要領とは、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(令和4年3月30日環政計発第2203303号制定。)を指す。

※2 ここで国実施要領別紙2の2. アとは、国実施要領別紙2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付対象事業となる事業(重点対策加速化事業)2. 交付対象事業の内容ア屋根置きなど自家消費型の太陽光発電を指す。

事業名 [説明]	補助対象事業	補助対象 経費	補助額	交付申請時提出書類	補助対象者 (3事業共通)
3. 高効率給湯機器・コージェネレーションシステム設備設置事業	高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムを設置する事業で、次の要件に該当するもの (1) 補助対象経費が、別表1又は別表2に定める補助事業と同時に住宅用の高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムのいずれかを設置する経費であること。 (2) 設置される設備が、各種法令等に準拠した設備であること。 (3) 設置される設備が、商用化され、導入実績があるものであること。 (4) 設置される設備が、中古設備でないこと。 (5) 設置される設備が、リース設備でないこと。 (6) 設置される高効率給湯機器について、従来の給湯機器等に対して30パーセント以上省CO2効果が得られるもの。 (7) 設置されるコージェネレーションシステムについて、都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であること。 (8) 設置される設備に関して、国が交付する他の補助金の交付を受けていないこと。	国実施要領別表第1に定められた事業費	以下の(1)又は(2)の額 (1) 高効率給湯機器の設置に要した費用の2分の1以内の額(30万円を超えるときは、30万円) (2) コージェネレーションシステムの設置に要した費用の2分の1以内の額(80万円を超えるときは、80万円)	・補助金交付申請書(第7号様式) (1) 温室効果ガス計算表(高効率給湯機器について申請するとき。設置する高効率給湯機器について、従来の給湯機器等に対して30パーセント以上省CO2効果が得られることを示す書類) (2) 設置するコージェネレーションシステムのカタログ(コージェネレーションシステムについて申請するとき。都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であることを示す書類) (3) 設備の性能及び関係制度に関する誓約書兼自己チェックリスト(設置する設備について、別表3の規定を満たすことを自ら確認したことを示す書類) (4) その他町長が必要と認める書類	次に掲げる要件のすべてを満たす者 (1) 井手町内において、自らが居住する住宅又は住居として居住する予定の建物に住宅用太陽光・蓄電設備を設置した個人又は住宅用太陽光・蓄電設備を設置した住宅を購入した個人で、電灯契約を結んでいる者(住宅は、店舗、事務所等と兼用するものを含み、2戸以上の住戸を有するものを除く。ただし、親族の関係にある二又は三の世帯が居住することを想定している建築物を含む。) (2) 設置する建物等が補助事業者の所有物でない場合は、所有者の設置承諾を受けている者 (3) 住宅用太陽光・蓄電設備の管理及び活用を自らの責任下で実施する者 (4) 住宅用太陽光・蓄電設備を対象とする電力需給契約を電力会社と締結した個人で、需給開始日から12月以内の者 (5) 町税等を滞納していない者 (6) 同一の住宅において、この要綱に基づく補助金の交付を受けていない者 (7) 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の場合は、設備設置後の条件で、耐震診断の評点が1.0以上の住宅に設置した者または、耐震シェルターを設置して井手町木造住宅耐震改修事業費補助金の交付を受けた者

※1 ここで国実施要領とは、地域脱炭素移行・再生エネルギー推進交付金実施要領(令和4年3月30日環政計発第2203303号制定。)を指す。